

横浜市指定管理者第三者評価報告書

横浜開港資料館

平成 26 年 3 月

横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会

目 次

1 趣旨	2
2 横浜開港資料館の概要	2
3 指定管理者・指定期間	2
(1) 指定管理者		
(2) 指定期間		
4 評価委員会	3
(1) 委員		
(2) 開催日・内容		
5 評価にあたっての考え方と進め方	3
(1) 評価項目		
(2) 評価基準		
(3) 評価方法		
6 評価結果	4
(1) 評価結果		
(2) 講評		
7 総評	8

1 趣旨

横浜開港資料館（以下、「開港資料館」という。）は、開港期を中心とする横浜の歴史に関する資料を収集・保存・調査研究し、その成果を広く公開することにより、市民の横浜の歴史に対する理解を深め、市民文化の向上に寄与することを目的として、昭和 56 年 6 月に開館しました。開館当初は総務局の所管でしたが、平成 14 年に教育委員会事務局に移管されました。

その管理・運営については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者は横浜市文化財施設指定管理者選定委員会の審議を経て市会で指定されています。

横浜市では、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施するため、外部委員で構成される指定管理者選定評価委員会により、指定管理者の業務に対する中間評価及び最終評価を行っています。これは、評価の結果をその後の管理運営に生かすことにより、公の施設としての管理水準の維持向上を図り、より一層の業務改善への取組や更なるサービスの向上に繋げることを目的としています。

開港資料館についても、平成 24 年度に横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が設置されました。

本年度は、開港資料館の第二期指定管理期間 5 年間（平成 23 年度～27 年度）の中間となる 3 年目にあたり、指定管理者が公の施設の運営という公共サービスを担っていることを正しく理解し、業務を実施しているか厳正かつ公正に評価を行うため、本評価委員会を 3 回にわたり開催し、中間評価を実施しました。本報告書は、その経過及び結果について報告するものです。

2 開港資料館の概要

所在地：横浜市中区日本大通 3

開館日：昭和 56 年 6 月 2 日

施設規模：総床面積 2,900.25㎡（地上 3 階、地下 1 階）

設備：展示室、収蔵庫、閲覧室、講堂など

3 指定管理者・指定期間

(1) 指定管理者

横浜市都筑区中川中央一丁目 18-1

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

理事長 五味 文彦

(2) 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

4 評価委員会

(1) 委員

委員長	鈴木良明	(鎌倉国宝館館長)
委員	薄井和男	(神奈川県立歴史博物館館長)
委員	嶋田昌子	(NPO 法人横浜シティガイド協会副会長)
委員	高木美紀子	(税理士)
委員	桧森隆一	(嘉悦大学教授)

(2) 開催日・内容

ア 第1回委員会

平成25年9月18日(水) 中間評価の概要・評価シートについて

イ 第2回委員会

平成25年10月30日(水) 施設・業務の概要説明、施設視察、ヒアリング

ウ 第3回委員会

平成26年1月22日(水) 中間評価報告書について

5 評価にあたっての考え方と進め方

(1) 評価項目

指定管理者選定時に指定管理者が市に提出した事業計画書(提案書)の内容を基本に、施設の設置目的や特性を踏まえて、評価項目及び具体的な内容(判断基準)を定めました。

(2) 評価基準

評価項目ごとに定めた具体的な内容(判断基準)の達成状況を確認し、基本的に以下の3段階の評価基準を設けました。

- | |
|--|
| A評価：判断基準に示した全ての内容が達成されている。
B評価：判断基準に示した内容のうち、いずれか一つは達成されている。
C評価：判断基準に示した内容が一つも達成されていない。 |
|--|

(3) 評価方法

(1)で定めた評価項目及び具体的な内容(判断基準)を基に評価シートを作成し、指定管理者が当該シートに記入した自己評価を評価の基礎資料とするとともに、平成23年度・24年度の事業報告書や財務関係書類の審査、施設視察及び指定管理者へのヒアリングを行い、評価を実施しました。

6 評価結果

(1) 評価結果

評価項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1 基本方針に対する方針と取組					
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	A	A	A	A	A
(2) 事前・事後評価の的確な実施	A	A	A	A	A
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	A	A	A	A	A
(4) 経費の節減と収益の向上	A	A	A	B	A
(5) 魅力資源の最大限の活用	A	A	A	B	A
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 常設展示運営について	A	A	A	A	A
(2) 企画展・特別展運営について	B	A	B	B	B
(3) 資料収集、保存、公開について	A	A	A	A	A
(4) 調査研究のテーマ設定	A	A	A	B	A
(5) 出版、刊行について	A	A	A	B	A
(6) 普及啓発事業について	A	A	A	B	A
(7) 来館促進と賑わいの創出について	A	A	A	A	A
(8) 広報、宣伝活動について	B	B	B	—	B
(9) 利用者サービス事業について	A	B	A	B	A
(10) その他の事業について	A	A	A	A	A
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 運営に関する業務基準に対する方針と取組	A	A	A	—	A
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組					
(1) 維持管理経費等の節減と目的外使用	A	A	A	—	A
(2) 中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	A	A	A	B	A
5 組織に関する方針と取組					
(1) 組織構成と組織運営の方針について	A	A	A	—	A
(2) 運営組織図及び配置人員について	A	A	A	—	A
(3) 必要な人材と職能について	A	A	A	—	A
(4) 施設運営の実員配置について	A	A	A	—	A
6 社会的説明、情報の取扱いについて					
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	A	A	A	A	A

7 収支状況					
(1) 指定管理料の執行状況	A	A	A	B	—
(2) 収支決算状況（平成 23 年度）					
(3) 利用料金収入実績（平成 23 年度）					
(4) 収支決算状況（平成 24 年度）					
(5) 利用料金収入実績（平成 24 年度）					

(2) 講評

評価項目	内容
1 基本方針に対する方針と取組	
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	開港期以降の魅力的な時代を施設の基本コンセプトとしてしっかり据え、開館以来ぶれることなく運営してきたことは高く評価できます。 一方、収蔵庫の狭隘という課題については、設置者との協議を踏まえ計画的に取り組んでいく必要があります。
(2) 事前・事後評価の的確な実施	アルバイトを含めた全ての職員が参加する会議を開催したり、市民団体代表者から意見を聴取するなど、評価の仕組みは確立されていますが、PDCA サイクルの視点がマンネリ化しているように見受けられます。
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	横浜郷土史団体連絡協議会や学校教育との連携に関する取組は評価できますが、市民ニーズについて、来館者に対するアンケートだけで把握しきれぬかどうか疑問が残ります。
(4) 経費の節減と収益の向上	外部資金の導入が進んだことは、施設の認知度のアップにつながるものであり評価できます。 一方、経費の節減について、費用の減額にばかり着目しているため、全体としての有効な経費の使い方に関心が払われていないように思われます。LED ライトの交換についても、長時間の使用によるランニングコストと本体交換の為の費用を、具体的な数字で数年単位で比較すれば良いと思います。
(5) 魅力資源の最大限の活用	旧英国総領事館や玉楠は上手くアピールしていますが、他の魅力資源を見つけ活用していくことも必要と考えます。
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組み	
(1) 常設展示運営について	報道機関に働き掛けるなど、展示資料のアピールについては素晴らしいものがありますが、話題性をもたせるための企画展の回数を減らして、常設展を充実することを期待します。
(2) 企画展・特別展運営について	来館者は、企画展のタイトルや広報にも左右されるものであり、

	来館者数目標の達成に向け、一層努力してほしいと思います。
(3) 資料収集、保存、公開について	リファレンスサービスも充実しており、資料の保存・公開については一定の評価ができますが、収蔵施設の不足は経費を投じてでも解決すべき課題と考えます。また、歴史博物館や都市発展記念館との違いを明確にし、館としての個性、特徴を出していただきたいと思いますと考えます。
(4) 調査研究のテーマ設定	当館の研究は各方面から高い評価を受けており、今後も期待できると考えます。 一方で、開港資料館、都市発展記念館及び市史資料室が一体として研究を行っていますが、各々の館の特徴を失わないようにしていただきたいと思いますと考えます。
(5) 出版、刊行について	経費負担を軽減するような出版形態をとっていることは、大変良いことと考えます。
(6) 普及啓発事業について	市民ニーズの調査対象は、来館者だけではなく、より幅広く設定する必要があると考えます。
(7) 来館促進と賑わいの創出について	横浜市ふるさと歴史財団が所管する施設内だけの連携ではなく、より幅広く様々な機関との連携を模索すべきと考えます。
(8) 広報、宣伝活動について	SNSなどの次世代広報媒体に対応し、積極的な広報活動を展開することは、利用者の利便性を高めることはもちろん、館の存在意義を広く周知する意味においても重要と考えます。
(9) 利用者サービス事業について	ミュージアムショップには、まだ工夫の余地があると考えます。
(10) その他の事業について	小中学校教諭の研修は、継続的に行っていただきたいと考えます。また、所蔵資料の有効活用も、より一層充実されることが望まれます。
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 運営に関する業務基準に対する方針と取組	現在の利用料金は低すぎると考えますが、料金改定を検討する場合は市民感覚に十分留意する必要があります。
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 維持管理経費等の節減と目的外使用	本来業務がおろそかにならないよう、研究分野の職員の施設の維持管理に係る負担を軽減する必要があると考えます。
(2) 中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	利用者の意向も確認しながら、設置者と協議していく必要があります。
5 組織に関する方針と取組	
(1) 組織構成と組織運営の方針について	現在の組織については特に問題はないと考えますが、将来を見据え研究分野の拡充、人材育成を考慮しておく必要があります。

(2) 運営組織図及び配置人員について	ボランティアを導入する際には、研修や年齢条件などに留意する必要があると考えます。
(3) 必要な人材と職能について	閲覧室の受付を専門職の学芸員が行っていることは、利用者にとっては心強いと考えます。
(4) 施設運営の実員配置について	研究面での人員を確保するため、人員配置の見直しを行う必要があると考えます。
6 社会的説明、情報の取扱いについて	
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	適正に取り組まれていると考えます。
7 収支状況	
(1) 指定管理料の執行状況	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、財団会計への繰出額が予定通りであれば、各年度とも余剰が生じます。余剰金額は、本来の事業目的に沿って適切に執行すべきと考えます。
(2) 収支決算状況（平成 23 年度）	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、開港資料館の事業費としての実際の支出では 12,191,028 円未執行となっています。未執行額については、本来の事業目的に沿って有効に使用すべきと考えます。
(3) 利用料金収入実績（平成 23 年度）	利用料金収入を増やすためには、若年層の入館者を増やす必要があります。意欲的な目標数値を設定し、フリースペースも含めた賑わいの創出に努めてもらいたいと考えます。
(4) 収支決算状況（平成 24 年度）	収入と支出の差を財団本部への繰出額としているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、開港資料館の事業費としての実際の支出では 12,613,511 円未執行となっています。未執行額については、本来の事業目的に沿って有効に使用すべきと考えます。
(5) 利用料金収入実績（平成 24 年度）	利用料金収入を増やすためには、若年層の入館者を増やす必要があります。意欲的な目標数値を設定し、フリースペースも含めた賑わいの創出に努めてもらいたいと考えます。

7 総評

今回は、平成 24 年度に指定管理者選定評価委員会制度が導入されて初めての第三者評価であったため、当評価委員会としても、評価項目や評価方法に工夫を重ねながら中間評価を実施しました。

指定管理の実施状況ですが、高い専門性を有する公益財団法人としてのノウハウや人的資源の活用により、全般的に質の高い管理が実施されていると評価できます。

特に、全ての職員が参加する会議や市民団体代表者からの意見聴取などにより、事業を評価する仕組みが確立されていること、限られた資源と人材を駆使して随所に創意工夫を凝らしながら、資料収集・整理、閲覧・リファレンス、展示、講座及び出版などの事業を展開していることなどは特筆できるものと考えます。

また、報道機関への積極的な働きかけにより、特別展示や展示資料が新聞等で取り上げられる機会が増え、来館者増につながったこと、特別展示のコンセプトが明確でわかりやすいことも評価できます。開港の歴史を取り扱う横浜ならではの特徴的な資料館として、その個性と重要性を一層強く世に発信していただきたいと思います。

一方で、事業評価のための P D C A サイクルの内容は、常に見直していく必要があります。市民ニーズなども、来館者に対するアンケートだけでなく、来館していただけない方の意見も聴くことで初めて把握できるものと考えます。

また、開港資料館には、旧英国総領事館である旧館や玉楠の木だけでなく、気付かない魅力がまだまだあるように思われます。外部からの多様な意見を聴くことで、より一層の魅力を引き出していく必要があると考えます。そのためには、施設の意義、必要性を広く市民に認識してもらうこと、資料館としての意義の大きな部分でもある収蔵施設を充実させることも大きな課題です。

さらに、財務について、開港資料館事業から財団本部事業への繰出金の使途など課題があります。指定管理者全体の収支と、そこに占める開港資料館事業を始めとする各事業の収支状況を明確にし、適切に予算を執行することを求めます。

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の一部改正によって創設されたものであり、横浜市ふるさと歴史財団による開港資料館の指定管理は、平成 18 年度から 22 年度までの第一期指定管理期間も含め、今年度で 8 年目となります。

今回の中間評価では、一定水準の運営がなされていることが確認されましたが、現在の状況は必ずしも満足できるものではありません。指定管理者と行政が連携し、指定管理者制度の趣旨と開港資料館の設置目的をより高い次元で実現できるよう、引き続き努力されることを期待します。